

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室				作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び降水酸性度の減少を図り大気環境の改善、保全を推進する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画				政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」						環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」						自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4 我が国の降水中pHの平均値			100%		5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	降水の酸性度の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3												
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4												
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								

(2)	大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	18 (17)	27 (22)	28 (38)	28	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の検証 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。 	091
(3)	大気環境監視測定網整備推進費 (昭和46年度)	140 (103)	126 (75)	117 (71)	113	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 ・大気環境監視適正化事業 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の検討の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	092
(4)	大気汚染防止規制等対策推進費 (昭和47年度)	39 (57)	7 (11)	18 (20)	68	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源から平成23年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。 	093
(5)	有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	144 (129)	124 (104)	117 (100)	110	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリングの実施 ・排出抑制対策技術に係る調査・普及 ・事業所における排出実態調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源の解明 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進 <p>を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	094
(6)	アスベスト飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	46 (20)	33 (28)	29 (25)	30	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 ・他国への知見の共有 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の未然防止するため、飛散防止対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	095
(7)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	10 (9)	11 (12)	11 (12)	12	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質・大気の状態調査を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。 	096

<p>(8) コベネフィット・アプローチ推進事業費 (平成22年度)</p>	<p>128</p>	<p>105 (102)</p>	<p>116 (115)</p>	<p>120</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> ・コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力におけるコベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 <達成手段の目標(27年度)> ・アジア・コベネフィット・パートナーシップでの多国間及び二国間の活動による、コベネフィット・アプローチの普及 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・アジアを主とする途上国において課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策に寄与する。</p>	<p>097</p>
<p>(9) 公害防止管理推進調査対策検討費 (平成19年度)</p>	<p>4 (3)</p>	<p>3 (3)</p>	<p>2 (1)</p>	<p>2</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、疑義照会事例集作成のための調査検討 <達成手段の目標(27年度)> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討と公害防止取組推進のための仕組みづくり <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>098</p>
<p>(10) 微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費 (平成20年度)</p>	<p>216 (145)</p>	<p>185 (179)</p>	<p>495 (394)</p>	<p>500</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の整備 ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施 <達成手段の目標(27年度)> ・微小粒子状物質に係る対策の検討の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>099</p>
<p>(11) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)</p>	<p>162 (133)</p>	<p>154 (152)</p>	<p>144 (138)</p>	<p>175</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握 ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 <達成手段の目標(27年度)> ・大気汚染物質排出量の把握及び大気の状態のリアルタイムでの情報提供の継続的实施 ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>100</p>
<p>(12) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>276 (264)</p>	<p>305 (298)</p>	<p>338 (321)</p>	<p>326</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の概要> ・国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <達成手段の目標(27年度)> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</p>	<p>101</p>
<p>(13) 自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>221</p>	<p>163 (142)</p>	<p>162 (142)</p>	<p>155</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 <達成手段の目標(27年度)> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>102</p>

(14)	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	50 (32)	42 (36)	42 (19)	37	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制実施及び強化に係る調査及び技術検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	103
(15)	船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)	8 (7)	8 (14)	9 (9)	9	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシミュレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	104
(16)	自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度以前) 【関連: 27-●】	111 (103)	114 (101)	218 (187)	207	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <p>中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十二次答申(平成27年2月)等に基づく、燃料蒸発ガス低減対策の検討及び二輪車の排出ガス低減対策の検討。</p> <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス低減対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の排出ガス低減により、大気汚染に係る環境基準達成状況、特に自排局において改善に寄与する。 	105
(17)	自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	80 (69)	76 (59)	67 (53)	67	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	106
(18)	国際連合地域開発センター拠出金 (平成16年度)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	30	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	107
(19)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 (平成14年度)	96 (96)	96 (96)	83 (83)	85	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETの活動推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 	108
(20)	環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連: 27-●、27-●】	20 (20)	20 (20)	20 (23)	20	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握 ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック ・公定法も含め分析方法の改善等に活用 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	109

(21) 放射性物質による一般環境汚染に係る基準等調査検討費 (平成25年度)	0	36 (31)	36 (9)	18	-	<達成手段の概要> ・国内外における放射性物質による環境汚染の防止のための措置等に関する政策等の最新動向や取組み状況の情報収集・整理 ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の検討 <達成手段の目標(平成27年度)> ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の整理 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の改善に寄与する。	110
(22) 水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	-	-	-	71		<達成手段の概要> ・水銀大気排出抑制技術の導入状況及び排出実態の調査 ・排ガス中の水銀濃度測定方法の検討 ・水銀大気排出規制に係る国際動向の調査 <達成手段の目標(平成27年度)> ・水銀大気排出規制制度構築のための検討 ・排ガス中の水銀濃度測定方法の提案 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・BAT/BEPを適用した水銀の大気排出規制制度及び運用体制等の構築を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	新27-0012
施策の予算額・執行額						施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名		目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名		大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要		騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標		騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠		環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期		平成28年6月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1	騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)／(評価対象:千戸)	-	-	100%	-	92.6%	92.9%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	77.6%	76.5%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	60.2%	58.3%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5	振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	3,254	3,351	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6	悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	14,411	13,792	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
7	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	770	1,100	1,400	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
3		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
4							
(1) 良好な生活環境形成・保全推進費 (昭和63年度)	12 (13)	9 (11)	9 (7)	9	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 <達成手段の目標(27年度)> 騒音・振動・悪臭の法施行状況についての国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 	111
(2) クールシティ推進事業 (平成18年度)	62 (63)	87 (88)	70 (76)	47	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化 ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討 インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施 <達成手段の目標(27年度)> 街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等の検討を行う。 複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。 全国840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 西日本を中心に震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化を把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。 	112
(3) 騒音・振動公害防止強化対策費 (平成13年度)	29 (23)	28 (23)	24 (24)	24	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 新幹線・在来鉄道の騒音に関して、社会・技術的状况等を反映した、評価指標検討や基準達成に向けた技術的可能性の検討等を行う。さらに、一般地域の騒音の実態を地域区分、時間区分等の条件ごとに細かく分析し、今後の音環境のあり方について検討 騒音・低周波音の、実態調査及び既存資料の充実を図るための検討や、低周波音等の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催 	113
(4) 悪臭公害防止強化対策費 (平成8年度)	8 (7)	8 (8)	8 (8)	8	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 臭気指数規制の導入促進 測定手順の一本化に向けた環境試料と排出口試料の比較実験の実施及びデータ解析 <達成手段の目標(27年度)> 環境試料と排出口試料を同じ手順で測定できるよう、測定手順の見直しを行い嗅覚測定法を理解しやすくすることで、臭気指数規制の導入促進につなげる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 近年の都市型悪臭(複合臭)に有効な臭気指数規制の導入促進や、臭気指数の測定手順の見直しにより、悪臭防止に寄与する。 	114

<p>交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>39 (38)</p>	<p>47 (43)</p>	<p>45 (41)</p>	<p>53</p>	<p>2.3.4 ①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度) ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度) ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度) <達成手段の概要> ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインを平成26年4月に公表済) ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 <達成手段の目標(27年度)> ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映を実施 ②公表したガイドラインについて、周知を図るとともに、地方公共団体の取組状況をフォローアップし実効性を確保する ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアルの内容の検証を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	<p>115</p>
<p>自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度以前) 【再掲27-8】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1.2 <達成手段の概要> ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成24年4月)に基づく、四輪車の加速走行騒音規制の国際基準(R51-03)の導入に向けた検討及びタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。 <達成手段の目標(27年度)> ・自動車単体騒音低減対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>105 【再掲27-8】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>		<p>-----</p>			<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)		担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)								
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全									
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。		目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成28年6月							
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該海域の水質環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	-	-	100%	(河川)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
					(湖沼)	93.1%	92.0%	調査中	/	/	/		/
					(海域)	55.3%	55.1%	調査中	/	/	/		/
					【全体】	79.8%	77.3%	調査中	/	/	/		/
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。		
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	-	-	「別紙のとおり」						環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。		
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
3													
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										

4	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万t)	180以下	—		平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、平成22年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(4)	水質環境基準検討費 (平成24年度)	186 (143)	170 (146)	142 (127)	129	2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討を行う。 適切な科学的判断に基づき、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直しを行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。 	116
(5)	排水対策推進費 (平成23年度組替)	79 (73)	83 (79)	68 (51)	68	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止施策の執行状況やその効果を把握するための調査(公共用水域における水質環境基準の達成状況等)を行う。 現在排水規制の対象となっていない項目等への規制の必要性を検討するための排水実態等の調査を行う。 暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及を行う。 生物応答を用いた新たな排水管理の方策についての調査を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、排水基準等の達成状況の改善を図ることに寄与する。 	117
(6)	水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	17 (17)	17 (17)	17 (18)	42	3.4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新)を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど)を行う。 システムの一部更改を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。 	118
(7)	総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	52 (49)	96 (77)	102 (95)	105	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 さらなる取組の推進と第8次総量削減制度の在り方の検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生負荷量の把握及び水質改善に関する実態調査の実施 将来水質予測及び汚濁負荷削減対策等を検討実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水環境改善に寄与する。 	119
(8)	閉鎖性海域環境保全推進等調査費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	124 (119)	128 (114)	137 (128)	132	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 有明海・八代海等における環境基準等達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。 	120

(9)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	65 (58)	42 (52)	20 (22)	70	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟等の分布状況の把握 ・底質・底生生物調査、栄養塩類の底質からの溶出量の推定手法の検討、海域ごとの実情に応じた海域管理の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類の実態把握や藻場・干潟等の拡大により生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に資する。 	121
(10)	湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	90 (77)	51 (33)	37 (32)	37	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討する。 ・新たな基準や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準等に対応する水質保全対策の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	122
(11)	水質・底質分析法検討費 (平成23年度組替)	32 (28)	32 (28)	26 (9)	25	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定を行う。 ・先進的・効率的な分析法の検討を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、国内外の分析技術の知見を収集し、現行公定法との比較調査により新たな分析手法の導入の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定の体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。 	123
(16)	地盤沈下等水管理推進費 (平成20年度)	18 (10)	20 (15)	16 (19)	16	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水質測定結果、地盤沈下状況調査結果の取りまとめ ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・被災地の地盤沈下地域における地下水利用のあり方検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水・地盤環境管理手法の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。 	127
(17)	国際的な水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)	251 (236)	175 (170)	181 (173)	126	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等を実施する。 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な水環境問題の改善の取組推進を行う。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進する。 	128

(18) 海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)	79 (76)	67 (69)	69 (67)	68	5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に係る在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 	129
(19) 海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	73 (66)	70 (61)	66 (64)	76	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査 ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を国民に情報提供すること。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に係る在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。 	130
(20) ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	1139 (1139)	1239 (1239)	815 (814)	955	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、平成26年度末までに民間事業者において処理 ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	131
(21) 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 (平成19年度)	78 (68)	79 (63)	84 (69)	438	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・原因究明及び発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進・原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。 	132
(23) 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	-	-	79 (78)	86	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な水環境問題の改善の取組推進を行う。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の保全に寄与する。 	134

(25)	国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究事業) (平成26年度)	-	-	90 (90)	90	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの異なる発展段階にある数カ国の都市とその周辺地域を選定し、汚濁負荷、土地利用予測、人口動態、都市計画・政策等の情報を収集・解析し、政策を検討した上で、それらの導入・整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、対象地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、関係者に提案するとともに、都市における水環境改善のためのデータ整備・政策評価手法をとりまとめる。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集・分析を踏まえたデータベースの構築、水質予測モデルの構築、政策立案のための評価手法の開発着手、ワークショップ等を実施する。 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行う。またこれにより、途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。 	135
(26)	放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	-	-	118 (80)	92	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模のモニタリング調査を実施し、その結果を公表する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。 	136
(27)	硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費 (平成26年度)	-	-	7 (7)	7	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染が広域的に継続している状況に対応するため、各地域において最適な施策メニューの組み合わせによる総合的な対策を推進する制度を構築し、実施する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染に対応するための地域総合対策制度案の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染を解消することにより、水環境の保全を図る。 	137
	沿岸域環境改善技術評価事業 (平成27年度)	-	-	-	50	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に実用化されて沿岸域環境改善技術等について情報収集・整理し、モデル海域における実証試験、水質等調査、シミュレーションモデル等を併せて実施することにより、各海域に適した環境改善技術を提案する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な沿岸域の環境改善技術の提案 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各海域に適した効果的・効率的な環境改善技術を提案することにより、閉鎖性海域の環境改善に寄与する。 	新27-0013
	水質関連システムの移行開発経費 (平成27年度)	-	-	-	30	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質関連システム」について、平成28年度からの本格運用を目指し、政府共通プラットフォームへ全面移行する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のシステム及びデータを政府共通PFへ移行させる。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムを政府共通PFに移行することにより、一元的な運営管理を行うことで、運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与する。 	新27-0015
	地下浸透規制制度最適化のための検討調査費 (平成27年度)	-	-	-	9	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透基準が設定されている有害物質29項目についての科学的知見を収集・整理し、検証を行い、必要に応じて個々の地下浸透基準の改定案を策定する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透規制制度の改善を促進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透規制制度の最適化を図る事は、健全な水環境の保全に資する。 	新27-0016

<p>健全な水循環に係る総合 対策推進費 (平成27年度)</p>				<p>113</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価し、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ・現在、未規制であり潜在的なリスクを抱える化学物質について、工場・事業場からの排出実態の把握及び公共用水域における存在状況の把握を通じ水環境におけるリスク方策について検討を行う。 <達成手段の目標(27年度)> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 ・浄水処理対応困難物質(H26年度 厚労省通知,14項目)を対象とし、各物質のリスク情報を整理し、リスク方策の検討を行う。 <政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 ・水質汚濁防止法の指定物質への追加の必要性について検討し、事業所及び自治体におけるリスク管理体制の推進に寄与する。</p>	<p>新27-0017</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>					<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		



1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	79 98	77 98	調査中	/	/	/	/
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	67 100	67 100	調査中	/	/	/	/
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	63 83	63 83	調査中	/	/	/	/
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	100	—	56 57	56 86	調査中	/	/	/	/
赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	116/44/16	83/40/16	調査中	/	/	/	/

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-4 土壌環境の保全				担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウムに関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成28年度までに7食品群21品目中的カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を明らかにする。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準が設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成29年度までに、4土種24土壌(人工添加していない)と米中のヒ素濃度との相関関係を明らかにする(平成25年度までは人工ヒ素添加土壌を分析し、分析項目を検討)。</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壌汚染対策法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壌中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壌数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%		-		土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
4 ダイオキシン類土壌汚染 対策地域の対策完了率 (%)	83%	—	—	—		ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	
(1) ## 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	42 (29)	36 (34)	31 (30)	28	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集 ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	138
(2) ## 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	266 (172)	248 (202)	190 (183)	235	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施 ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行 <p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。 ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。 	139
(3) ## ダイオキシン類土壌汚染対 策費 (平成12年度)	26 (19)	22 (16)	17 (17)	19	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助 <p><達成手段の目標(平成27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月に新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域について、自治体が作成する対策計画の内容確認及び対策事業への補助金の交付を適切に行う。 <p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容 ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であること等から、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。 ・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 	140
施策の予算額・執行額						施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全				
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準が未設定の農薬有効成分について速やかに基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
		当面の間	136~138	128~130	集計中					
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数(累計)	-	559	246	310	359	436	486	536	559	農業取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農業登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することを掲げており農業登録保留基準の審議に時間を要することから平成30年度までとしている。
		H30年度	260	309	386					
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度						
(1) 農業登録保留基準等設定費(平成17年度)	104 (90)	94 (79)	102 (86)	97	2	<達成手段の概要> ・農業登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <達成手段の目標(27年度)> ・農業登録保留基準設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:436 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農業登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。				141

<p>ダイオキシン類総合対策 (2) 費 (平成12年度)</p>	<p>80 (63)</p>	<p>73 (56)</p>	<p>67 (67)</p>	<p>54</p>	<p>1</p>	<p>①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) ②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) <達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(27年度)> ①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。<達成手段の概要> ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積</p>	<p>142</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>104 (90)</p>	<p>94 (79)</p>	<p>102 (86)</p>	<p>97</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・生物多様性国家2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組</p>	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法		政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報の把握・共有	-		-		政府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスベストの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度							

環境モニタリング調査 ## (平成23年度)	1,452 (908)	1159 (965)	869 (790)	788	<p>①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度) ②公共用水域放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) ③地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度) ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度)</p> <p><達成手段の概要> ①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 ②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 ③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 ④東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ①大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率の向上 ②公共用水域における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ④被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ②公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p>	環境11-①
(2)						
(3)						
(4)						
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

